

交野市立図書館条例（平成8年条例第12号）新旧対照表

新	旧
（図書館協議会） 第4条 （略） 2 協議会は、委員<u>12人</u>以内で組織する。 3 協議会の委員は、<u>次に掲げる者の中から</u> 市長が任命する。 <u>（1） 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>（3） 学識経験のある者</u> <u>（4） 公募による市民</u> 4～9 （略）	（図書館協議会） 第4条 （略） 2 協議会は、委員<u>17人</u>以内で組織する。 3 協議会の委員は、<u>学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験を有する者のうちから、</u> 市長が任命する。 4～9 （略）